

小監公告第10号
令和5年7月21日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 小峰儀則

小山市監査委員 池村好道

小山市監査委員 植村一

記

1. 監査対象

消防本部	消防総務課	予防課	警防課
消防署	絹分遣所		

2. 監査期日

令和5年6月19日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた令和4年度の資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。